

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.1

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
弁護士 東 陽介

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

【報告義務発生日】 2026年3月5日

【提出日】 2026年3月12日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと
株券等に関する担保契約等重要な契約の変更
保有目的の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アイフリークモバイル
証券コード	3845
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所スタンダード市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	スモウ ジャパン ベンチャーズ セグリゲーテッド ポートフォリオ オブ ファンドビューズ エスピーシー リミテッド (Sumo Japan Ventures Segregated Portfolio of Fundviews SPC Ltd.)
住所又は本店所在地	ボルダー・コーポレート・サービス（BVI）リミテッド、シー・メドウ・ハウス、POボックス116、ロード・タウン、トルトラ、英領バーズン諸島
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2025年8月15日
代表者氏名	グレゴリー・ポープスト
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 弁護士 東 陽介 石橋 誠之 鈴木 彬史
電話番号	03-5293-4919

(2)【保有目的】

該当事項なし

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	0		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	0	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (0+P+Q-R-S)	T		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		
	0	0	0

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2025年12月31日現在）	V	22,239,641
上記提出者の株券等保有割合（%） (T/ (U+V) ×100)		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		15.74

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、辛澤氏との間で、2025年11月21日付で、決済日を2025年12月5日又は辛澤氏及び提出者が書面により合意した日として、発行者の普通株式3,500,000株（以下「本株式」）の譲り受けに関する株式譲渡契約（以下「本契約」）を締結しましたが、本契約は、2026年3月5日付で、本株式の譲り受けの実行前に、提出者と辛澤氏との間の合意により解除されました。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	

② 【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

③ 【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地